

平成22年 5月 26日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2010

課題番号：19730219

研究課題名（和文）アカウンタビリティ理論を応用した地方環境税に関する理論的研究

研究課題名（英文）Research on the local environmental tax approached by the accountability theory

研究代表者

石田 和之（ISHIDA KAZUYUKI）

研究者番号：30318844

研究成果の概要（和文）：本研究は、近年のわが国の地方財政の現状を「地方団体が租税（とくに地方環境税）を政策手段として行政サービス提供の競争を行っている」として捉え、租税競争の枠組みにおいてアカウンタビリティの理論を応用し、地方団体による独自課税としての地方環境税は効率的な手段となりうるのかどうかを明らかにすることを目的とした。中央政府と地方政府とで保有する情報に格差があり、中央政府は地域住民の選好を性格には把握できないとすれば、地方政府が分権的に地方環境税を用いることは望ましい結果をもたらすと結論を得た。また、慈悲深い地方政府による租税競争を地方環境税で行った場合の効率性の判断を「公的資金の限界費用」を用いて行くと、租税競争が効率的である可能性があることを示した。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is to show the efficiency of the local environmental tax under the local tax competition, using the method of accountability model. This research considered that the Japanese local public entities compete of the administrative services offer and use the environmental tax as one of their policy tools. When there is an information difference between the central government and a local government and the central government can not capture the regional resident's preference correctly, it reaches to the desired outcome that the local government uses the local environmental tax under the decentralized circumstances. The local environmental tax competition by the benevolent government seems to be effective in the view point of the marginal cost of public fund.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,100,000	0	1,100,000
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	600,000	3,700,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・財政学・金融論

キーワード：財政、環境税、租税競争、リバイアサン政府、慈悲深い政府、地方税、アカウンタビリティ、効率性

1. 研究開始当初の背景

地球温暖化問題へのグローバルな関心の高まりを背景にして、わが国においても低炭素社会の実現に向けた取組みが官民挙げてさまざまな方面で行われるようになった。

一方で、バブル経済崩壊以降の長引くわが国経済の低迷は国や地方の財政状況を悪化させ、従来型の中央集権的なやり方での財政運営を継続することを困難にした。

さらに、経済のグローバル化や新興国の成長といった世界経済の潮流、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来は、国内経済システムの構造的な変化をもたらした。

環境問題への関心の高まり、中央集権的な行財政運営の限界、そして国内・国際経済の環境の変化といったこれらの社会経済環境の転換は、わが国の行財政システム運営のやり方を中央集権的なものから地方分権的なものへと変更することを促した。2000年代に入ると三位一体改革をはじめとする地方分権改革が行われ、国と地方との関係が改められると同時に、地方は自主・自立的な行財政の運営を行うことが求められるようになった。

地方分権改革の一環として行われた地方団体の課税自主権拡大を受けて、地方団体は新税創設や新たな歳入確保策への関心を高めることになった。その結果、多くの地方団体で独自課税の検討が行われ、森林環境税として超過課税が行われたり、産廃税として目的税が創設されたりした。

近年のこのような地方団体による独自課税の動向の特徴の第1は環境関連の税制として独自課税を行うことであり、第2は税収の用途を限定した目的税的な運用を行うことである。多くの地方団体において「地方環境税」が政策税制として用いられることになったといえる。

地方分権を背景にしたこのような地方団体の独自課税としての地方環境税の採用を財政学的な文脈で捉えれば、地方団体が地方環境税を用いて租税競争を行っているとの解釈が可能である。

自然環境に対する人々の認識の変化、経済社会構造の転換、そして中央集権的な行財政の運営から地方分権的な行財政の運営への

シフトといった要因があいまって地方自治体は地方環境税を用いた租税競争の中に突入することになり、自治体間の競争の時代が始まったのである。

2. 研究の目的

本研究は、近年の地方財政の現状を「地方団体が租税（とくに地方環境税）を政策手段として行政サービスの競争を行っている」として捉え、租税競争の枠組みにおいてアカウントビリティの理論を応用し、地方団体による独自課税としての地方環境税は効率的な手段となりうるのかどうかを明らかにすることを目的とした。

合わせて、我が国における地方環境税の動向を整理し、理論モデルによる分析において我が国の現状を踏まえた考察を行うこととした。

3. 研究の方法

以下の方法により、わが国の地方環境税の効率性を定性的に分析した。

(1) わが国の地方環境税の動向の把握

モデルの構築および分析結果の解釈のための準備として、わが国における地方環境税の動向を含めた租税競争の現状の把握を行い、近年の課税自主権拡大や地方分権改革の論点整理を行った。

(2) アカウタビリティ

本研究では、中央政府と地方政府の有する情報に格差があり中央政府が望ましいと考える政策と地方政府が望ましいと考える政策とが異なることがあり得るとして、この相違をアカウントビリティとして捉えることにした。

(3) 政府の捉え方

地方政府は地域住民の構成水準を高めることを目的に行動すると想定した。このような想定は、地方政府を「慈悲深い政府」として設定する考え方を採用していることにな

る。その他、比較のために、地方政府が「リバイアサン政府」である場合も検討することとし、地方政府の目的が獲得する税収の最大化にあるようなモデルの分析も行った。

(4) 地方環境税

地方環境税は、地方政府が外部不経済を内部化する手段として租税を用いるものとして想定した。

(5) 効率性の判定

効率性を判定する基準は「公的資金の限界費用」を用いた。公的資金の限界費用の基準は、社会的厚生を基準とすることと同様の判定をもたらすものであるが、より有用性が高いと考えた。

4. 研究成果

(1) わが国の地方環境税の動向

わが国の地方環境税の代表例のひとつとして「森林環境税」が挙げられる。森林環境税は個人住民税均等割超過課税の形式で実施されており、これは地方税原則のひとつである負担分任原則をもちいた政策税制として理解することができることを示した。

また、租税競争の理論は地方団体が税率の削減競争に陥る可能性を指摘することが多い。しかしながら、わが国の地方税の動向では税率削減競争はほとんど生じておらず、むしろ（超過課税という）税率の増加による増税で租税競争を行っている。租税競争の理論が示唆する結果とは異なる状況がわが国の租税競争において生じているという現実は、租税競争の効率性を検討する上で興味深い示唆を与えるものと考えられる。

(2) 租税競争の効率性

慈悲深い地方政府による租税競争を地方環境税で行った場合の効率性の判断を公的資金の限界費用を用いて行くと、租税競争が効率である可能性があることを示した。

また、公的資金の限界費用を用いて地方環境税の効率性を判断することは、当初の予想通り、有益な結論を得ることができたと考えられる。

(3) アカウンタビリティの影響

中央政府と地方政府とで保有する情報に格差があり、中央政府は地域住民の選好を正確には把握できないとすれば、分権的に地方政府が地方環境税を用いることが望ましいことを示した。

(4) 政府の捉え方

我が国で近年見られる地方環境税を用いた租税競争は、（税率削減ではなく）超過課税の形式によってなされおり、増税による租

税競争といえる。地方団体が税収の増加を図る形で租税競争を行っているとする、我が国の地方政府は（単純には）リバイアサン政府とみなすことができるかもしれない。

しかしながら、目的税的な運用を図ることにより地域住民の選好を踏まえた行財政の運営を行っているともいえる。この場合には、慈悲深い政府として捉えることも可能である。

結局のところ、我が国の地方団体を慈悲深い政府として捉えるのが妥当であるのか、それともリバイアサン政府として捉えるのが妥当であるのかは、一概には言えないとの結論に至った。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

- ① 石田和之（2009. 1）「地方税務職員のための研究講座 市町村の基幹税目である固定資産税の財政学（第22講）外部不経済としての低・未利用地と社会的費用としての土地課税」『税』1月号 92-115 ページぎょうせい
- ② 石田和之（2008. 6）「地方税務職員のための研究講座 市町村の基幹税目である固定資産税の財政学（第16講）政策税制の視点と固定資産税」『税』6月号 98-116 ページぎょうせい
- ③ 石田和之「地方自治体の政策税制と財源保障」(2007. 11)『税務弘報』12月号 106-114 ページ中央経済社

〔学会発表〕（計6件）

- ① Ishida, Kazuyuki (2008.12. 15) “The Marginal Cost of Public Fund and the Efficiency of the Tax Competition under the External Diseconomy,” 2008 HKEA (Hong Kong Economic Association) Fifth Biennial Conference, Chengdu, Sichuan Province, China.
- ② Ishida, Kazuyuki (2008.12. 14) “The Marginal Cost of Public Fund and the Efficiency of the Tax Competition under the External Diseconomy,” Fourth Annual APEA Conference, Central University of Finance and Economics, Beijing, China.
- ③ Ishida, Kazuyuki (2007.12. 13) “The

Marginal Cost of Public Fund and the Efficiency of the Tax Competition,”
The ACE(All China Economics) International Conference 2007, City University of Hong Kong, Hong Kong.

- ④ 石田和之 (2007. 12. 6) ‘The Marginal Cost of Public Fund and the Efficiency of Tax Competition, 武漢大学政治公共管理学院、湖北省、中国.
- ⑤ 石田和之 (2007. 5. 27) 「負担分任原則を利用した政策税制としての森林環境税」日本経済政策学会第 64 回全国大会 (慶応義塾大学)
- ⑥ 石田和之 (2007. 5. 20) 「負担分任原則を利用した政策税制としての森林環境税」日本地方財政学会第 15 回大会 (松山大学)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石田 和之 (ISHIDA KAZUYUKI)
徳島大学・大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部・准教授
研究者番号：30318844

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし